

せいり ばんごう 整理番号	5-2-4	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	くらしと福祉		
こう ちく 項目	お金と買い物		
ない よう 内容	消費者金融		

1 想定される質問の背景

- お金が必要だが、銀行では貸してくれなかった。

2 基本的な質問と回答

相談者 テレビコマースや街角で配布されるティッシュで、簡単にお金が借りられると宣伝していますが本当ですか？

回答者 消費者を対象に、担保なしで簡単な審査で一定の金額を貸す金融業者(消費者金融)があります。しかし、金利は出資法の上限の年利29.2%(閏年29.28%)に近い利率で、中には法定利率を超えた金利で貸し付ける金融業者もありますので注意が必要です。

相談者 お金を借りるときに注意すべきことは何ですか？

回答者 金融業者が貸金業の規制等に関する法律での登録を受けていることと、金利が出資法の上限以内であることを確認することが不可欠です。また、自分の収入と比べ返済に無理のない必要な金額を借りるようにしましょう。無計画な借り入れと返済のための借り入れはとても危険です。

相談者 お金が返せなくなったらどこに相談したらよいのでしょうか？

回答者 過剰な融資を受けたり、高金利が原因となってお金が返せなくなったり、過酷な取り立てに苦しめられたりする場合があります。そんな時には、すぐに弁護士会や司法書士会などにご相談ください。

⇒ 横浜弁護士会

13-8-1へ

⇒ 神奈川県司法書士会

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地

TEL:045-641-1372 FAX:045-662-8417

<http://www.shiho.or.jp/index.html>

3 基礎知識

グレーゾーン金利

利息制限法の上限金利(元本10万円未満20% 100万円未満18% 100万円以上15%)は超えるものの、出資法の上限金利(29.2%:閏年29.28%)には満たない金利のことで、消費者金融業者の多くは、この金利の幅の中で金銭を貸し出しています。本来は利息制限法を超える部分の金利は支払う義務はありませんが、法定の契約書類・受取証書が整備され、契約者が納得して自主的に支払っている場合は、貸金業の規制等に関する法律第43条によっていわゆる「みなし返済」として消費者は返還を求められません。弁護士などが債務の任意整理などをする場合には、「みなし返済」が認められる場合かどうか厳格に整理し、そうでなければ利息制限法の金利で計算し直し、過払いがあれば返させることとなります。

なお、平成18年12月に法律が改正され、概ね3年後(平成21年末)を目途に、出資法の上限金利を20%に引き下げてグレーゾーン金利を解消し、「みなし返済」を廃止することになっています。